

(介護予防)通所リハビリテーション利用料金表

1 利用料(2割負担分)

地域区分:2級地 1単位 10.88円

介護予防通所リハビリテーション費		介護区分・金額										
		要支援1					要支援2					
		1,712単位/月		3,724円/月			3,615単位/月		7,867円/月			
通所リハビリテーション費 (1日につき)		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		
		単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額	
1時間以上2時間未満		329	716円	358	779円	388	845円	417	908円	448	975円	
2時間以上3時間未満		343	747円	398	866円	455	990円	510	1,110円	566	1,232円	
3時間以上4時間未満		444	966円	520	1,132円	596	1,297円	693	1,508円	789	1,717円	
4時間以上5時間未満		508	1,106円	595	1,295円	681	1,482円	791	1,722円	900	1,959円	
5時間以上6時間未満		576	1,254円	688	1,497円	799	1,739円	930	2,024円	1,060	2,307円	
6時間以上7時間未満		667	1,452円	797	1,735円	924	2,011円	1,076	2,342円	1,225	2,666円	
7時間以上8時間未満		712	1,550円	849	1,848円	988	2,150円	1,151	2,505円	1,310	2,851円	
項 目		単位	金額	サービス内容								
理学療法士等体制強化加算		30	66円/日	理学・作業療法士、言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置								
リハビリテーション提供体制加算 (6時間以上7時間未満)		24	53円/日	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である								
入浴介助加算		50	109円/日	入浴の介助を行った場合								
リハビリテーション マネジメント加算(Ⅰ)		330	718円/月	リハビリテーション計画を作成している場合で通所開始日から起算して1月以内に居宅訪問の実施								
リハビリテーション マネジメント加算(Ⅱ)		6月以内	850	1,850円/月	通所リハビリテーション計画について医師が説明し、6ヶ月以内は1月に1回以上会議を開催し計画の見直しを行った場合							
		6月以降	530	1,154円/月	1ヶ月を超えた場合は3月に1回以上会議を開催し計画見直しを行った場合							
短期集中個別リハビリテーション 実施加算		110	240円/日	退院(所)日または認定日より3ヶ月以内の期間に集中的に個別にリハビリテーションを行った場合								
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅰ)		240	523円/日	1週に2日を限度に集中的なりハビリテーションを個別に行った場合								
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算(Ⅱ)		1,920	4,178円/月	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定し1月に4回以上リハビリテーションを実施した場合								
生活行為向上リハビリテーション実施 加算(開始日から3月以内)		2,000	4,352円/月	生活行為の内容の充実を図り、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合。(利用開始日から3月以内に行われた場合)								
生活行為向上リハビリテーション実施 加算(開始日から3月超6月以内)		1,000	2,176円/月	同上 (利用開始日から3月超6月以内に行われた場合)								
若年性認知症受入加算		60	131円/日	若年性認知症患者に対してリハビリテーションを提供した場合								
栄養改善加算		150	327円/回	栄養ケア計画を作成し栄養改善サービスが必要な場合 (3月以内に限り月2回を限度)								
栄養スクリーニング加算		5	11円/回	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合								
口腔機能向上加算		150	327円/回	口腔機能改善管理指導計画に従って個別に実施される口腔清掃の指導・実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施をした場合 (3月以内に限り月2回を限度)								
重度療養管理加算		100	218円/日	喀痰吸引、人口呼吸器、中心静脈注射、人工腎臓、心機能障害、呼吸障害、膀胱又は直腸の機能障害でストマ処置、経鼻胃管、胃ろう、褥瘡治療、気管切開の方に継続的な管理と処置をした場合								
中重度者ケア体制加算		20	44円/回	要介護3から5の中重度者を受け入れる体制を整えている場合								
社会参加支援加算		12	26円/回	社会参加を維持できる他のサービスに移行できる質の高いサービスを提供した場合								
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		18	39円/回	介護職員のうち介護福祉士を50%以上配置している場合								
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		総単位(金額)×47/1000		施設において介護職員の処遇改善の計画を実施していることにより算定								

介護
保険
対象加
算

【介護予防】

	運動器機能向上加算	225	490円/月	理学・作業療法士、言語聴覚士を1名以上配置し、運動器機能向上計画を作成している場合
	リハビリテーションマネジメント加算	330	718円/月	リハビリテーション計画を作成している場合で通所開始日から起算して1月以内に居宅訪問の実施
	生活行為向上リハビリテーション実施加算(開始日から3月以内)	900	1959円/月	生活行為の内容の充実を図り、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合。(利用開始日から3月以内に行われた場合)
	生活行為向上リハビリテーション実施加算(開始日から3月超6月以内)	450	980円/月	同上。(利用開始日から3月超6月以内に行われた場合)
	若年性認知症受入加算	240	523円/日	若年性認知症患者に対してリハビリテーションを提供した場合
	栄養改善加算	150	327円/月	栄養ケア計画を作成し栄養改善サービスが必要な場合
	栄養スクリーニング加算	5	11円/回	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合
	口腔機能向上加算	150	327円/月	口腔機能改善管理指導計画に従って個別的に実施される口腔清掃の指導・実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施をした場合
	選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480	1,045円/月	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上のうち、2種類のサービスを実施した場合(1月2回以上行う)
	選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700	1,524円/月	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上のうち、3種類のサービスを実施した場合(1月2回以上行う)
	事業所評価加算	120	261円/月	予防通所リハビリテーション費における事業所評価規定によって算定した数が0.7以上の場合(次の年度内に限り)
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	72	157円/月	(要支援1)介護職員のうち、介護福祉士を50%以上配置している場合
		144	314円/月	(要支援2)介護職員のうち、介護福祉士を50%以上配置している場合
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位(金額)×47/1000		施設において介護職員の処遇改善の計画を実施していることにより算定

※介護報酬は所定単位数により算出しますので、表記料金と請求料金に誤差が生じる場合があります。

2 食費・日用品費(利用者10割負担分)

介護保険 対象外	項目	金額	内容
	食費	700円/日	おやつ代を含んだ金額です
	日用品費	154円/日	リンスインシャンプー・ボディソープ・おしぼり・ティッシュペーパー等

3 介護保険外負担利用料金

*ご希望によりご利用いただいた場合、それぞれ下記の料金が加算されます。

介護保険 対象外	項目	金額	内容
	教養娯楽費	実費	工作用品・クラブレクリエーション材料費
	行事費	実費	季節行事や講師等を招いて行事を行う場合の費用
	紙おむつ代	右記価格 ×使用量	尿とりパット 82円/枚 テープ式おむつ 174円/枚
			パンツ式おむつ 216円/枚